



厚生労働省

沖縄労働局  
Okinawa Labour Bureau

平成26年 10 月 15 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井智毅

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

① ジメチル - 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)  
② クロホルム他9物質 (注1)  
の使用上の規制について

～平成26年11月1日から施行・適用～

上記①(新たに特定化学物質に)および②(有機溶剤としての規制に加え、発がん性を踏まえて特定化学物質に)の化学物質を特定化学物質とし、労働者の健康障害防止措置を規定する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第288号)」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第101号)」がそれぞれ平成26年8月20日及び8月25日に公布され、平成26年11月1日から施行(一部事項の経過措置を除く)されることとなりました。

パンフレットをご覧ください。

↓ パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-RoudoukiJunkyokuanzenaiseibu/0000059074.pdf>

↓ さらに詳しく

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>

(アドレスをクリックしてください。)

次のページへ

また、DDVPと1,2-ジクロロエタンの管理濃度などについて、「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(平成26年厚生労働省告示第377号)」が平成26年9月29日に公示され、平成26年11月1日(一部の規定については平成26年10月1日(注2))から施行されることとなりました。

これらの化学物質を使用されている事業所や作業環境測定機関におかれましてはご確認をお願いいたします。

→ [関係告示\(クリックしてください\)](#)

#### 注1 「クロホルム他9物質」

クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン(別名 二塩化エチレン)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)、テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

#### 注2 平成26年10月1日から施行内容

1,2-ジクロロエタンの資料採取方法及び管理濃度にかかる改正